

掛川市告示第70号

掛川市子ども医療費助成要綱（平成17年掛川市告示第22号）の一部を次のように改正する。

平成24年7月3日

掛川市長 松井三郎

第2条第1号中「記載され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき市が備える外国人登録原票に登録されているもの」を「記載されているもの」に改め、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「記載され、又は外国人登録法に基づき市が備える外国人登録原票に登録されているもの」を「記載されているもの」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

第4条中「年長児にあっては、入院に係るものに限る。」を削り、同条第2号中「薬局で受ける場合」を「薬局で受ける給付」に改める。

第5条中「（年少児に係るものに限る。）」を削る。

第8条第3項中「第4条第1号及び第3号」を「第4条第3号」に改め、「（同条第1号に規定する子ども医療費にあっては、年長児に係るものに限る。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（受給者証の更新申請）

第8条の2 受給者証の有効期間の満了により受給者証の更新を受けようとする者は、子ども医療費受給者証更新申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をするときは、被保険者証を提示しなければならない。

様式第1号中「様式第1号（第5条関係）」を「様式第1号（第5条、第8条の2関係）」に、「子ども医療費受給者証交付申請書」を「子ども医療費受給者証交付（更新）申請書」に改め、「子ども医療費受給者証の交付」の次に「（更新）」を加え、

「

生年月日	年 月 日
区 分	<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 小学生（ 学年）

」を「

生年月日	年 月 日
------	-------

」に改め

る。

附 則

- 1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の掛川市子ども医療費助成要綱第5条及び第8条の2の規定による申請は、施行日前においても行うことができる。